

# 國際私法における金錢債務

—英國法を中心として—

岡 本 善 八

- 一、はしがき
- 二、債務の實質
  - (一) 勘定通貨
  - (二) 通貨價值變動
  - (三) 保護約款
- 三、債務の辨濟
  - (一) 支拂通貨
  - (二) モラトリアム
- 四、爲替管理法

—

金錢債務も債權の問題である限り、債權一般に關する國際私法上の原則の支配をうけるのであるが、辨濟せらるべき貨幣に關し、その貨幣制度の各國による相違、又は政治的、經濟的理由による種々の變動に伴い、國際私法上生ずる特殊な問題が生ずる。この點についての解決は既に諸學者により試みられており、又一應の解決が與えられているが、近年特にブレトン・ウツツ協定を界としてやや特殊な面からではあるが、この問題について新たな關心が向け

られてゐると解せられる<sup>(1)</sup>。本稿も亦そうした傾向に示唆せられ、特に英國における金銭債務の問題についての一般的問題を概観した後に、爲替管理との關係を考察せんとする意圖をもつものである<sup>(2)</sup>。

(1) 金銭債務についてのイギリスの文獻としては、Mann, *The Legal Aspect of Money* (1933) ; Nussbaum, *Money in Law* (1939) ; Kahn-Freund, (*Dicey's Conflict of Laws*) 6th ed. (1949) ; Graveson, *Foreign Monetary Obligations in English Courts* (Lectures on the Conflict of Laws and International Contracts, 1951) ; Wolff, *Private International Law* (1950), pp. 460 ff. 等があり、その最も基本的なものとすることは Mann の著作が挙げられるが、それは廣汎に Dicey の所論を採用せられ、且つ新たな判決も考慮してゐるといふ意味に於て、むしろは主として Dicey's *Conflict of Laws* の所論の順を追つこととする。Dicey's *Conflict of Laws* は、第五版に於ては金銭債務については僅かに一八一規則一箇條を存してゐるにすぎなかつたが、第六版に於ては一六〇乃至一六六條に及ぶ規則を設けてゐる。

(2) 爲替管理法とベントンマツ協定との關係については、主として Bernard S. Meyer, *Recognition of Exchange Controls after the International Monetary Fund Agreement*, 62 *Yale L. J.* 870. (1935) ; Nussbaum, *Exchange Control and the International Monetary Fund*, 59 *Yale L. J.* と及び、爲替管理法自體については、Rashba, "Foreign Exchange Restrictions and Public Policy in the Conflict of Laws" 41. *Mich. L. R.* (1943) ; Freutel, *Exchange Control, Freezing Orders and the Conflict of Laws*, 56 *Harv. L. R.* (1942) 等。

## 二

一、金銭債務<sup>(1)</sup>に關する諸問題を検討するに先立ちます第一に留意すべきことは、債務の實體の測定尺度としての貨幣、すなわち勘定通貨 (*money of account*, *money of measurement*, *money of contract*) の觀念と支拂媒介の手段としての貨幣、すなわち支拂通貨 (*money of payment*) の觀念を區別すべきことである<sup>(2)</sup>。例えば、イギリス法を準據法とする佛フランの爲替手形が、ロンドンを支拂地として振出されたときは、勘定通貨は佛フランであるが、支拂通貨は英貨によることとなる。この勘定通貨の確定の問題は契約の解釋の問題であるから、契約の本據法 (*proper*

Law)により決定せられることは當然である。<sup>(3)</sup>然し通常勘定通貨は明示せられるから、この理論は、他國に於ても同じ名稱をもつ通貨により勘定通貨が表示される場合において實益がある。<sup>(4)</sup>例えばダイシーによれば、「負債の表示せられた通貨につき疑わしいとき、特に貨幣の名稱が二國以上の通貨を意味するときは、その勘定通貨は本據法による契約の解釋による」<sup>(5)</sup>とせられる。従つて具體的事件については、更に當該實質法を適用すべきであるが、少くとも英國法が準據法とせられる場合に於ては、表示通貨につき疑義あるときは、支拂地の通貨によるとの推定規則が存する。<sup>(6)</sup>その他諸般の事情により當事者の意思が確定し得ないときは、不確定の理由に基き契約は無効と解される。<sup>(7)</sup>

以上の如き勘定通貨に關する問題と密接な關係を持つが、然し理論的に區別すべきものとして、契約不履行に基く損害賠償請求權の表示通貨の問題がある。この後者の準據法決定については英法上確定せる判例・學説は存しないが「契約不履行に對する損害賠償請求權が表示さるべき貨幣は、契約本據法に従つて確定せられる」とする理論が有力である。<sup>(8)</sup>特に、「イギリス法が契約準據法であるときは、反對の意思が契約により推測されない限り、損害が生じた通貨により賠償請求權は査定せられる」<sup>(9)</sup>と一般的に解せられるが、然しこの點も確定的でなく、請求權者は、その營業地の通貨による賠償請求權を有するとする判決も存する。

これに關連する大量債務の問題として、通常外國市場に賣り出される證券に記載せられる通貨選擇約款の問題がある。これには二種が區別せられる。一は「Option of Change」、Option of Currency」、Option of Payment」と稱せられるもので、例えば、債權者の選擇により、米貨二八〇ドルをニューヨークで支拂うか又は英貨一〇〇ポンドをロンドンで支拂うという如く、支拂金額と支拂通貨と支拂地の三要素を結合した數個の場合の何れをも選擇し得るものである。従つて各通貨の變動は他の實質的に獨立した債務内容に影響を與えず、債權者は通貨の價值下落の小なる地を選択して請求し得るのである。その二は「Option de Place」、Option of Collection」と稱せられるもので、これは一九二〇年代においてヨーロッパの會社に對するアメリカの貸付に於て行われた如く、元本・利息・割

増金はマンハッタンで支拂われ得るが (payable)、債権者の選擇により、ロンドンにおけるニューヨーク銀行の支店又はアムステルダム、チューリッヒ、ストックホルムに於ても取立て得る (collectible) が、何れの場合に於ても、その銀行のニューヨークにおける一覽拂手形の買相場によるとせられる如きである。そうしてアメリカ通貨により債権額が表示せられると共に、又その算定の基礎となつてゐる。従つて債権者にとつてはいかなる時に於ても實質的に同一額を回收し得るのである。<sup>(5)(11)</sup> この二つの選擇約款のうち、前者は債権額の選擇を認めるものであり、後者は支拂地に關し選擇を認めるものであるが、何れも債務の實質に關する問題として、特に前者は債務の表示通貨に關するものとして、その解釋・効力は本據法によるものである。

- (1) ここで「金銭債務」という語は、公債・社債等の大量債務は包含せられない。
- (2) Dicey-Morris, Rule 163; Mann, *ibid.* 138; Melchior, 277 ff.; Batifol, *Traité* 623 n. 3.
- (3) Dicey-Morris, *ibid.* p. 735; Graveson, *Conflict of Laws*, 1952, 2nd. ed. p. 183.
- (4) 例えば、ドルがカナダ・米國・メキシコの何れをさすか、フランがスイス・フランスの何れをさすか、ポンドが英連邦・オーストリアの何れをさすか不明の場合もある。Mann, *ibid.* Chap. 6, pp. 161 ff.; Nussbaum, *ibid.* pp. 347 ff.; Wolf, *ibid.* pp. 461 ff. の區別は、その何れかの一が管理通貨である場合に實益がある。Savater, *Cours de d. i. p.*, 1953.
- (5) Dicey-Morris, Rule 163, 1st Sentence.
- (6) Dicey-Morris, Rule 163, 2nd Sentence. 同旨獨商三六一條 (同民二四四條參照)・佛 Paris, 7 janv. 1932.
- (7) Wolf, *ibid.* p. p. 461. S. 446.
- (8) Dicey-Morris, Rule 163 3rd Sentence; Mann, *ibid.* pp. 180 ff.; Nussbaum, *ibid.* pp. 464 ff.
- (9) Dicey-Morris, Rule 163 4th Sentence.
- (10) Rabel, *ibid.* p. 29.
- (11) Wolf は單に“Option of Collection”といわれる場合、例えば「ロンドンに於て百ポンドを支拂うべきであるが、ニューヨーク又はアムステルダムに於て取立て得る」とする場合は、ロンドンが技術的な意味で支拂地となつており、その履行の方法及び態様についてはイギリス法が適用せられる。従つてアムステルダムに於て取立てられた場合に於ては、支拂通貨はオラ

ンダのギルダーでなくポンドであることを要する、として」《Option de place》と區別すべきものと考えている。Wolf, *ibid.*, p. 460.

二、次に債権額が外國貨幣によつて表示せられ、且つ外國貨幣に價值變動が生じている場合に、これを考慮すべきや否かの問題があるが、これは債権の効力に關する問題として、債権の本據法 (*proper law*) により決定せられるところである。この貨幣の價值變動には二つの場合が區別せられ得る。

その一は、當該貨幣制度に變動が生じた場合である。例えば、新通貨の發行、舊通貨流通について許可必要性の宣言、含有金屬の品位の變更、本位金屬の變更、銀行券に對する法定通用力の付與又は兌換性の停止等がある。この點に關して實質法の採る主義には、金屬主義 (*metallistic doctrine*) と名目主義 (*nominalism*) が存する。前者は、その含有金屬に著目し、同一本位貨幣相互については本位金屬の含有量により、異本位貨幣相互については、その本位金屬の價值數量により決せられる<sup>(1)</sup>。後者は、債務發生時期と支拂時期の間に生じた貨幣價值の騰落にかかわらず、その負債が表示された通貨國の法 (貨幣準據法 *lex pecuniae*) に従ひ支拂時又は判決時における法定通貨たる貨幣によりその負債の名目額を支拂うべきことを債権の効力とするものである<sup>(2)</sup>。英國法も亦かかる立場に立つものであり、例えば、*Ottoman Bank v. Chakarian* 事件に於て、「特定の國家の通貨はその國の法により決定せらるべきであり、又その法の範圍は當然にその國の法定通貨が何であることを規定することに制限付けられるべきである。然しながらそのことがその領土法により決定せられた場合には、それは他國における取引のためにその國の法定通貨が何であるかを決定するのであり、従つて外國裁判所はかかる問題が生じた場合にかく決定せられた法定通貨の準據法の効力を認むべきである」と述べている<sup>(3)</sup>。この貨幣準據法は、契約準據法が名目主義を採る場合に始めて考慮せられる觀念であり、換言すれば、實質法上の觀念が國際私法の次元に對し反射することにより生ずる準據法である。いわゆる補助準據法に屬するものである。ダイシーの *Digest* における貨幣準據法に關する原則が、「何らかの國家の通貨により示さ

れる負債は、債務發生時期と支拂時期の間に生じた、スターリング貨その他の通貨・金・商品の價格の騰落にかかわりなく、その債務が示された通貨國の法（貨幣準據法）に基き支拂時における法定通貨たる貨幣により、その負債の名目額を支拂うべき義務を意味する」として、名目主義という實質法上の觀念と共に論ぜられるのは、かかる性質に基くものと解せられる。<sup>(4)</sup> 補助準據法は實質法概念に左右せられる準據法であるから、理論的には國際私法理論における比重はより小であると考えられるのであるが、然し現在諸國の實質法は、トルコを除き名目主義を採用しているのであるから、實際的にはかなり重要な地位を占めてしていると解せられることが留意せらるべきである。<sup>(5)</sup>

貨幣價值變動の第二の場合は、貨幣制度の變動によらないインフレーションその他による購買力の變動である。この點については、通常の價值變動はむしろ取引の不可欠な要素であるともいい得るから、無視して差支えないが、その強度の場合に増額評價が法により要求せられる場合が生ずる。この増額評價法（Revalorization Laws）は貨幣に關する問題であるか債務の實質に關する問題であるかが國際私法上問題となる。これは債務者がいかなる範圍の義務を負うかの問題、すなわち債務の實質に關する問題であり、通貨に關する問題ではないから、「債務がいかなる通貨により表示せられるにせよ、その貨幣價值の下落の場合に、債務者が増額評價によつていかなる範圍の追加支拂をなすべきかは、その債務を發生せしめる行爲を支配する法、例えば契約債務の場合は契約準據法により決定せられる」<sup>(6)</sup>。これは各國判例のおおむね一致した見解であるが、イギリスに於てもそのリーディングケースとして Anderson v. Equitable Assurance Society of the U. S. A. 事件が存する。<sup>(7)</sup>

(1) 金屬主義を主張するものとしては、E. I. Bekker, Couponsprozess der öster reichischen Eisenbahnen, 1881, SS. 93, 121.

(2) Rabel, *ibid.* pp. 18, 32. 従つて目名主義には、關連はあるが、債權法上のそれと貨幣法上のそれが區別せられる。

(3) [1938] A. C. 260, 270, per Lord Wright-(P. C.) その他、Cathwaite v. Darwa v. Rio de Janeiro Tramway, Light & Power Co. [1928] 4 D. L. R. 542. ナンクロンキヤ v. S. Ct. (Jan. 19, 1944) (Dec. 12, 1934) 10 Z. aus I. P. R. (1936)

- (4) Dicey, *ibid.* Rule 160, p. 718.  
 (5) Mann, *ibid.* pp. 96 ff., note 4.  
 (6) Dicey, *ibid.* Rule 161, p. 725.  
 (7) イギリス、オーストリー、チエッコ、オランダ、スエーデン、スイス等がこれに屬する。その詳細は、Rabel, *ibid.* p. 35. 此れに對し、増額評價を貨幣法と解するものとせば、R. G. (März 5, 1928) 120 RGZ. 277, 279; (Feb. 9, 1931) JW. 1932, 583; Neumeyer, I Int. Verwaltungs R. III 368 ff.; Nussbaum, D. IPR. 254. 但し Schlegelber その他大多數のドイツの學説はこれに反對。  
 (8) (1926) 134 L. T. R. 557, 565, 566 (C. A.). かくこれと同一は、獨民二四二條參照。

三、以上に於て知り得る如く、法的な考慮に關する限り、通常的な貨幣價值の變動は顧慮せられないのが原則である。そこでかかる貨幣價值變動による損失の危険を防止するための保護約款 (Protective Stipulation) が挿入せられることがある。これには次の二種がある。第一の金貨約款 (gold coins clause, clause espèces-or, clausula curso-oro, Goldmünz-Klausel.) とは、金錢債務が金貨によつて辨濟されることを要求するものである。貨幣制度の變更により金貨が通貨でなくなつた場合には履行不可能となるか、否かについては意見が分れてゐる<sup>(1)</sup>。第二の金價值約款 (Gold value clauses, clause valeur-or, Goldwert-Klausel) は、支拂時に於て特定量の金を買入れ得る丈の銀行券・有價證券・その他による支拂を必要とするものである。時には金に代わり、銀・小麥・ライ麥等比較的安定性ある財貨が用いられることもある<sup>(2)</sup>。特定の契約中の文言が、金約款又は金價值約款を包含するか否かは、契約の解釋に關する問題であるから、契約の本據法によるべきである。すなわち「契約中の金貨約款の有効性・意義・効果は契約の本據法による」と解せられ、その他の保護約款についても同様に解せられる<sup>(3)</sup>。

右の如き金貨約款は、通貨が安定した段階に於て盛に用いられたのであるが、第一次大戦以後國家經濟政策の要求

特に管理通貨制樹立のため、多數の金約款廢止に關する立法を見るに至つた。この金約款廢止法については、國際私法上二つの問題が生ずる。一は、金約款廢止法の性質、すなわちこれは貨幣に關する問題か、履行の態様に關する問題であるか、又は債務の實質に關する問題であるかという問題である。これについては、第一に、金約款廢止法は金貨の流通性を停止するものであるから貨幣法であると解する理論が擧げられるが、ここで問題となるのは、これが契約の履行を不能ならしめる點であるから、辨濟の問題又は更改の問題とするのが正當であらう。更に又この問題は履行の態様に關する問題ではなく、主たる要素の問題であるから履行地法でなく、本據法の問題と解せられる。すなわち第三の説が正當であると考えられる。然しこの點につき *British and French Trust Corp. v. New Brunswick Railway Co.* 事件においては、履行の方法のみならず履行の算定についても履行地法によるという見解に基き、ロンドンにおける英金貨拂のカナダ法による不動産擔保附社債につき、一九三七年のカナダ金約款法 (the *Canadian Gold Clauses Act*) を適用してゐない判決が存する。<sup>(7)(8)</sup> 次に問題となるのは、金約款廢止法と國內公序との關係である。<sup>(9)</sup> これは當該の具體な場合により異なるが、一般的には、ドイツ・オランダ・フランスにおいては、これは嚴密に屬地的効力を有するものであるとし、適用を排斥している例があるが、イギリスその他多數國家ではこれを認容してゐる。<sup>(13)</sup> 理論的には、その法が外國債權者に對し差別的でなければ適用すべきであると解せられる。<sup>(14)</sup>

(I) *Rabel, ibid. p. 21. note, 4, 6.* 合衆國、オーストラリア、ベルギー、ドイツ、スイス等に於ては履行不能と解する判決があるが、イギリス、オーストリー、チエッコ、デンマーク、オランダ、スウェーデン、ドイツ後期の判決等多數國の最高裁判所は、金貨約款については金價值約款をも默示的に承認してゐるものと解してゐる。

イギリスに於ても *Feist v. Société Intercommunale Belge d'Electricité [1939] A. C. 161. (H. L.)* とおつて、「一九二八年九月一日における重量及び品位を標準として英連邦金貨又は同等物を以て」百ポンドを支拂うべき契約につき、「百ポンドが英連邦の金貨又はその同等物により支拂われるに等しい價值をもつ英貨を支拂うべきことをも意味する」と解してゐる。合衆國については、*Norman v. Baltimore and Ohio Railroad (1935) 294 U. S. 240; Perry v. United States (1935)*



- (2) 例へば、一九二〇年代のドイツではライ麥が用いられている。
- (3) *St. Pierre v. South American Stores* [1937] 3 A. E. R. 349, 352.
- (4) 契約文言に於て、金に言及せられている場合には、その解釋につき、(I)それが金塊の賣買を意味するか、(II)制定法上の規定を反覆するにすぎず、従つて法定通貨の支拂を意味するか、(III)金價値約款を意味するか、(IV)支拂手段を特定する金貨約款を意味するか、の四つの場合がある。Dicey, *ibid.* p. 730.
- (5) Dicey, *ibid.* Rule 162.
- (6) 制定法上、かかる見解をとるものとしては、ポーランド一九三四年六月十二日法、ドイツ一九三六年六月廿六日法、オーストリー一九三七年四月四日法がある。
- (7) [1937] 4 All E. R. 516. Wolff, *ibid.* p. 470; Rabel, *ibid.* p. 39.
- (8) The Permanent Court of International Justice *Q* the Serbian and the Brazilian Loans 事件 (1929, Series A, Nos. 20/21)に於ては、履行地法によることが強調せられているが、結局借入政府法を準據法として、これによつてゐる。これについては、齋藤「國際司法裁判所と國際私法問題」(法論三一ノ三昭九)、江川「常設國際司法裁判所と國際私法問題」(國際三ノ七昭一〇)参照
- (9) これは特に一九三三年六月五日の American Joint Resolution に關して問題とせられる。
- (10) RG. (Mai 28, 1936) Kreissparkasse Aachen v. Deutscher Sparkassen & Giroverband, Jurist. Wochenschrift 1936, 2058, Clunet 1936, 951. ちなみに、ザムイン最高裁判所は、American Joint Resolution につき、その効力發生當時ドイツに流通せるアメリカ法に基く債權には適用せられまいとする。實方「外國金約款法の適用範圍」(民商六ノ一)一六九頁以下。
- (11) Hooge Raad. (March 13, 1936) Nederlandsche Jurisprudentie 及び Weekblad van het Recht, 1936 No. 280. これはニューヨークを支拂地とし、アムステルダムにおける爲替相場によりアムステルダムにおけるフロリンによる取立てを認めたる Royal Dutch Company の債券につき、オランダ裁判所は自國が金約款廢止法を制定するにもかかわらず、アメリカの Joint Resolution を公序により排斥している。
- (12) *Chambre des requêtes de la cour de cassation* (June 7, 1920). これは、ニューヨーク生命保險會社のフランス人に對して發行した保險證書における金價値約款に關する事件である。これについては、フランスの國家利益のための銀行券の通用

力のために、外國債務者よりフランスの金の流入は妨げられることはないとする。また、國際的支拂は、フランスと外國との間の二重の資金の引渡と考えられるのであり、關係兩國に影響を及ぼすのであり (Chambre civile de la cour de cassation, Mai 17, 1927) 従つて、これは支拂地や兩當事者の住所の問題であるよりも、むしろ内國經濟が有利になるか否かの問題であると考えられている (Cass. civ. Feb. 14, 1934)。従つて約款の効力は債務準據法の問題とは考えられないのである。

(13) オーストリー、ベルギー、スウェーデン、スイス等がこれに屬する。

(14) Wolff, *ibid.* p. 471; Rabel, *ibid.* p. 35. 金約款に關しては、實方教授による「金約款論」(昭一四)「金約款の解釋」(民商六ノ四六)参照。

### 三

一、冒頭にのべた如く、勘定通貨と支拂通貨は區別されるべきであり、イギリス法においては、「勘定がいかなる通貨により表示せられ、損害がいかなる通貨により算定せられるかを問わず、貨幣又は責任が辨濟せられる通貨は支拂地法による」と解せられている<sup>(1)</sup>。尤も、これは金銭債務についてのみかく解し得るのであつて、例えばイギリス人がアメリカ旅行のためにドル貨を買入れる場合は、ドル貨の支拂は種類債權に屬し、物 (commodity) の賣買と同一に解すべきであるから、この原則が適用せられないことは當然である。かくの如く支拂通貨の種類は履行地法によるが、支拂額は債務の實質に關する問題であるから本據法による。然しながら支拂通貨に關し履行地法が適用せられる場合は、これも亦補助準據法と解せられるから、契約準據法上明示的指定、例えば《Option de change》、《Option de piece》<sup>(2)</sup> が有効と解される場合は、支拂通貨は契約文言の解釋に基き決定せられることはいうまでもない。

かくの如く勘定通貨と支拂通貨の異なることにより、支拂に當つては爲替相場、すなわち換算率と算定基準日の問題が生ずる。これも亦債務の實質に關する問題であるから、本據法によつて決定すべきであり、且つ本據法は、換算率及び算定基準日の選擇をも支配すると解する説が有力である<sup>(3)</sup>。

然しながら、この點については更に手續法上次の重大なる制限が存することに留意せねばならない。すなわち、イギリス裁判所においては、カナダ及び合衆國と同じく、外國通貨による債務の支拂を命ずる判決を下し得ない、という中世以來の普通法上の原則が存在している。従つて法廷地がイギリスである限り、契約における支拂地又は契約本據法の如何を問はず、外國通貨により表示された債權及び外國通貨により算定せられた損害賠償請求權は、スターリング貨に換算されねばならない<sup>(4)</sup>。従つて、この法定換算に當つてよるべき爲替相場はいかなる時期のものによるべきかが問題となる。これについては、(i)履行期主義、(ii)現實支拂時主義、(iii)訴訟開始時主義、(iv)判決時主義の四つの主義が存在し得るが、この點については英法上判例は確定してはいない。すなわち、英法に於ては具體な場合により解決は異なる。 (i)不法行爲に基く損害賠償請求權については *S. S. Celia v. S. S. Volturno* 事件により判決時でなく、損害發生時によるとせられており、また (ii)契約不履行に基く損害賠償請求權については、契約不履行の時期によるべき旨が *Di Ferdinando v. Simon, Smits & Co., Ltd.* 事件に於て示されてゐる<sup>(7)</sup>。 (iii)然しながら確定額債務に關しては判決の態度は分れてゐる。すなわち控訴審のうち二事件及び第一審判決は、履行期主義をとつてゐる。控訴審のうち一は *Lloyd Royal Belge v. Louis Dreyfus & Co.* (1927) 事件は、フランス裁判所によりフランス法による旨の約定付で甲が乙に一八、〇〇〇フランを支拂うべき約束をした。甲が乙によりイギリス裁判所に於て訴を受けた時に、英國裁判所は、判決當時における爲替相場の如何にかかわらず、履行期に於て一八、〇〇〇フランを買い得るに足るスターリング貨を以て判決を下した。又より近時の *Madeleine Vionnet et Cie v. Wills* [1940] 事件は、イギリスに住むイギリス人である甲夫人がパリで營業を營むフランス人乙から衣料買入代價八、一〇〇フランを借入れた。これは一九三六年九月廿四日にパリで支拂われるとすれば一〇五ポンドであつたが、甲夫人は一九三八年十二月十九日訴訟令狀受取日に八、一〇〇フランに相當する六五ポンドをイギリス裁判所に拂込んだが、裁判所はその差額を支拂うべき旨を命じているのである。これに對し他の控訴審の事件は異なつた解決を示している。すなわち、

*Société des Hôtels Le Touquet v. Cummings* [1922] 事件は、<sup>(10)</sup> イギリスに住むイギリス人たる甲夫人が、*Le Touquet* に於て營業を行うフランス人乙より、一八、〇三五フランの負債を負うた。この額は、一九一四年末に於て *Le Touquet* に於いて支拂われる筈であつた。一九一九年に乙は甲を訴えたので、甲は一九二一年に *Le Touquet* 赴いて甲の支配人に一八、〇三五フランを手渡した。この一九二一年の一八、〇三五フランにより現わされるスターリング貨は、一九一四年末のそれよりも小であつたが、裁判所はこの辨濟を有効とした。すなわちこれは履行期に於てはその時期を基準とし、判決に至る迄の訴訟期間中はその現實的支拂期を基準とし、判決は判決時を基準として債務額を算定する。換言すれば、判決時まではその現實的支拂時を基準とするものであり、判決を中軸としていふならば、判決時主義であるといえる。

かくの如く、判例は履行期主義と判決時主義との二者が對立し、そのうち前者が有力であると解せられるが、理論的には後者が名目主義により合致している意味で妥當であると解される。尤も名目主義に一層合致する主義として<sup>(11)</sup> は、現實履行時主義がより一貫しているといえる。

- (1) Dicey-Morris, Rule 164, p. 740. 然しながら、この原則はイギリス國內法上の原則であり、國際私法的原則としては、支拂通貨は支拂の方法又は態様の問題でなく、債務の實質に關するものであるから、契約本據法によるべしとする見解も存する。理論的には後者が妥當である。Wolf, *ibid.*, p. p. 762; Mann, *ibid.*, 250, 251.
- (2) Dicey-Morris は、選擇約款については殆んどふれてゐない。
- (3) Dicey-Morris, Rule 164; Mann, pp. 250-1; Wolf, p. 465; Nussbaum, *Money in Law* (1939) pp. 422ff.
- (4) Dicey-Morris, Rule 165. 谷口、「外國金銭債務の換算につき據るべき爲替相場の時に關する英國判例」(民商六ノ六)二四七頁。

(5) Graveson, *ibid.*, p. 120.

(6) [1921] 2 A. C. 545.

(7) [1920] 3 K. B. 409 (C. A.)

(3) (1927) 27 Ll. L. R. 288.

(6) [1940] 1 K. B. 72

(10) [1822] 1 K. B. 451 (C. A.)

(11) これはドイツ法の主義である。勿論判決時における爲替相場を基準とするが、債務者は爾後それにより充分な満足を得られない時は、判決時と支拂時との間の外國通貨の價值増加額につき第二の訴を提起し得る。ドイツ民法第二四四條参照。

二、モラトリアム (Moratorium) とは、戦時・革命・その他の經濟的危機に於て、満期到來せる債務の支拂猶豫を命ずる臨時的法令をいう。<sup>(1)</sup> イギリスに於ては、この問題は主として手形に關して生じており、一八七〇—七一年の戦時におけるフランス法に關する *Rouquette v. Overmann* (1875) 事件、<sup>(2)</sup> 及び第一次大戦中におけるドイツ立法に關する *Re Francke and Rasch* [1918] 事件<sup>(3)</sup> においては、履行地法たるモラトリアム立法を適用しており、これは又一八八二年の爲替手形法第七二條(五)の「一國において振出し他の國において支拂うべき手形の満期日は、支拂地の法に従つて之を決する」<sup>(4)</sup> とする規定とその趣旨を同じうするものである。然しながら、流通證券以外の金銭債權については、明らかでなくただオーストラリアに於て準據法によるべき旨の判決が存在する。<sup>(5)</sup>

流通證券については、恩恵日又は支拂猶豫等履行日に關する問題を履行地法によらしめることは、證券的法律關係を定型的統一的ならしめることが流通性を高めるといふ理由により是認し得るが、この法理は一般的債權關係には適用すべきではない。支拂猶豫令は特定國家の財務行政上の必要に出ずるものであり、その施行區域内においては債權準據法のいかに關係なく絶對的に適用せられる。すなわち、それは法律的な意味での履行期を延長するよりも、その支拂のための資金移動自體を禁止するものと解される。かく解される限りに於ては債權準據法所屬國の支拂猶豫令は原則的には適用せられるが、然しその解釋上當該國家を履行地としない債務には適用せられないこともあり得る。たゞ問題となるのは、何らかの國家の支拂猶豫令が現實的に債務者の履行に障礙を與えた場合であるが、これは他の

自然現象と同様に、それが履行不能となるか否かの法律効果を發生するかは、債權自體の準據法の解釋によつて定まる問題である。

- (1) 通常これは或は屬地法とみなし、或は公序を理由として外國裁判所により適用せられない傾向にある。Nussbaum, p. 248 ad not. 4. イギリス法はこの點に於て特異な態度を保持してゐる。Wolf, *ibid.* p. 471.
- (2) (1875) L. R. 10 Q. B. 525.
- (3) [1918] 1 Ch. 470.
- (4) 伊澤・『手形法小切手法』、英國爲替手形法條文參照。
- (5) Dicey-Morris, *ibid.* p. 654.

#### 四

爲替管理法とは、一般に、通貨の輸出入並びに通貨價值に變動を與えるが如き契約の締結及び履行に關し統制を加えることを目的とする立法である<sup>(1)</sup>。これが契約に關する國際私法理論についていかなる地位を占めるかについては、イギリス法上次の四つの場合が存する<sup>(2)</sup>。

(一) 爲替管理法が準據法の一部である場合は、その爲替管理法は當然適用せられ、それに違反する契約は無効となる。これは契約の不法性はまずその本據法により決定せられるという一般原則に基く<sup>(3)</sup>。例えば *De Bêche v. South American Stores, Ltd.* [1935] 事件<sup>(4)</sup>及び *St. Pierre v. South American Stores, Ltd.* [1937] 事件<sup>(5)</sup>に於ては、前者は原告が被告たるイギリス會社に對し、チリにおける營業中に貸付けた營業財産の賃料をロンドンにおける手形を以て支拂う約束をしたが、その後チリ爲替管理法により外國爲替の取得が禁止せられた爲、被告はペソ貨でチリに於て賃料を支拂つた場合それを有効な辨濟としており、又後者はチリ人がイギリス商社に對しチリ所在の土地に關する賃貸借契約をパリに於て締結し、地代は賃貸人の撰擇によりチリ又はヨーロッパに於て支拂われると定めたが、裁判

所はチリ爲替管理法を適用し、チリに於てのみ辨濟せらるべきものとした。

この原則は、第二次大戦後におけるチェッコスロバキヤ爲替管理法に關する二つの事件においても繼承せられてい  
る。その一の、*Kahler v. Midland Bank, Ltd.* [1949] 事件は、原告によりロンドンに於て買入れられたカナダ會  
社の發行した讓渡株式に關するものである。すなわち原告は、一九三八年に於て原告がチェッコ國民としてプラーグ  
に在住した當時、その株式の管理權を、その取引銀行たるチェッコ銀行に移轉した。チェッコ銀行ロンドン支店はこ  
れを被告たるイギリス銀行に再寄託した。原告は一九三九年にチェッコを離れた後、契約に基き又動産返還請求權  
(*detinue*) に基いて返還請求の訴を提起した。被告はこれに對し、第一の點については相互に法律關係が存在しない  
こと、第二の點についてはチェッコ爲替管理法に基く認可がないから、原告は直接占有の權利がないと主張する。第  
一審においては原告の主張が容れられたが、第二審の *the Court of Appeals* に於ては二點における被告の主張が  
認められた。又上院も三對二でこれを承認したが、多數意見によれば、原告の直接占有の權利は原告のチェッコ銀行  
との契約によるのであり、又契約準據法はチェッコ法であるから、チェッコ法による許可が與えられない限り原告は  
株式の引渡を請求し得ないとする。これは、「チェッコ法がもし準據法であるならば、當然に被告の防禦は有効と解せ  
られる。何故ならば、この國の裁判所は準據法によりその履行が不法である契約の履行を強制し得ない」とする點に  
於て從來の原則を踏襲するものであるが、第二審に於ても、判決には影響はないが、ブレトン・ウッツ協定第八章第  
二條(b)の「爲替契約」(*exchange contract*) の解釋が問題とされ、上院の小數意見においても協定について言及さ  
れており、協定への關心を示唆している點に於て注目すべきものがある。更に *Zivnostenska Banka Nat. Corp.*  
*v. Frankmann* [1950] 事件は、チェッコスロバキヤ會社によりロンドンに於て發行せられた英貨社債に關するもので  
ある。すなわち、被告銀行のロンドン支店により保有せられていた社債の若干部分がチェッコ人たるフランク夫人の  
所有となつたが、爾後同夫人はイギリスに移住しそこで死亡した。そこで夫人の遺言執行人は返還を要求したのであ

るが、チエッコ爲替管理法に基き必要な許可なきことを理由として銀行によりその請求は斥けられた。これに對し、第一審に於ては履行地及び行爲地はチエッコスロバキヤ、從つて準據法はチエッコ法であるとし、またチエッコ爲替管理法は刑罰法であり且つ財政法であるから適用せられないとする主張に對しては、ブレトン・ウッツ協定第八章第二條(b)が、かかる管理法が資金構成國により尊重せらるべきことを擧げその理論を斥けている。控訴審においては原審判決は斥けられたが、これはイギリス法が當事者により準據法として指定せられているという理由によつており、協定については何ら言及せられていない。上院においては更に控訴審の判決が斥けられ、契約用語によればプラーグが行爲地であり且つ履行地であるとせられている。

(2)その爲替管理法が履行地法である場合についても、リーデング・ケースたる *Ralli Bros. v. Compania Naviera Sota y Aznar* [1920] 事件<sup>(8)</sup>及び *Kleinwort, Sons & Co. v. Ungarische Baumwolle Industrie Aktien-Gesellschaft* [1939] 事件<sup>(9)</sup>により、爲替管理法により無効な行爲は、イギリス裁判所に於て認められないとする理論が存する<sup>(10)</sup>。前者は、次の如き事件である。スペインの船舶所有者がイギリスの傭船者との間に、ジュート糸をバロセロナで取引するために、カルカタよりスペインに運送すべしとする英國法に基く契約を締結した。その運賃は、トン當り五〇ポンド、バロセロナ拂であつたが、到着前にジュート糸等に關しトン當り一〇ポンド以上の運賃を禁止する立法が成立したという事件である。後者は、イギリス銀行がハンガリヤ商社に對し、受取信用勘定(acceptance credit)を設定したが、期間満了に當り、イギリス銀行は、ハンガリヤ立法によれば、外地への貨幣の送金・イギリス通貨の獲得・ハンガリー外における財産の處分が禁止せられるという理由に基き、ロンドンにおける支拂を拒絶した事件である。これに對し、裁判所は、準據法でも履行地でもないハンガリヤ法は適用せられないとする。この理論は、一般にその履行が履行地法上不法である時は、英國裁判所は履行を命ずることを得ないという一般理論の適用に基くのであるが然しこの原則はその契約準據法がイギリス法である事件に於てのべられている原則であり、契約準據法がイギリス法



以外の場合に於ても同様に國際私法上の原則として適用せられるものであるか否かにつき説が分れている點は留意せらるべきであろう。この點を明らかにする判決は存在しないが、<sup>(11)</sup>學説は準據法がイギリス法でない場合に、履行地法の禁止規定にもかかわらず契約の履行を命ずべきか否かは準據法によるとする理論に傾いていると解せられる。<sup>(12)</sup>すなわち、既にモロトリアムについて述べたと同様に履行地法の禁止が履行不能となるか又はその他いかなる法律効果を生ぜしめるかは準據法によると解するものである。妥當な見解というべきであろう。

(3)その契約の締結及び履行が、一九四七年のイギリス爲替管理法(Exchange Control Act)及其の附屬法規に違反する時は無効である。これは亦、國內公序に違反する外國法規は適用を排斥されるという一般原則による。<sup>(13)</sup>これに關する事件としては *Boissevain v. Weil* [1949] 事件<sup>(14)</sup>が存する。これはモナコに居住せるイギリス人がその地に居住せるオランダ人より第二次大戰中に於てフランス貨の借入をなし、その返済のためにイギリス銀行宛のスターリング貨により振出した小切手に關する事件である。

(4)イギリス連邦が當事者である條約に基く義務に基いて外國に於て設定せられた外國爲替管理法については、その執行はイギリスの公益に基いてその執行が要求せられると解せられる。現在特に注目すべき條約としては、ブレトン・ウツツ協定が存在し、同協定第八章第二條(b)の第一文は、「各加盟國の通貨に關する爲替取引にして、この協定の趣旨に従つて維持制定せられたる加盟國の爲替管理法に違反するものは、各加盟國の領域に於て履行せしむることを得ず(unenforceable)」<sup>(15)(16)(17)</sup>とあり、これはイギリス國內法として一九四五年の *Breton Woods Agreements Act* に基く、一九四六年の *Breton Woods Agreements Order* 第三條として採用せられている。従つてそれが違反する爲替管理法が準據法所屬國のそれでもなく、又履行地法のそれでもなくとも、協定加盟國の爲替管理法である限りその違反はイギリスの公序に違反すると解せられるのである。<sup>(18)</sup>同様の理論はブレトン・ウツツ協定加盟國以外の爲替管理法についても生じ得る。すなわちその國の收支均衡の保護がイギリスについて重大な利益となる場合は、同様の

取扱がなされねばならない。またブレトン・ウッツ協定加盟國の爲替管理法がイギリスの公益と一致しない場合は、イギリス裁判所としては當該公益の比較により決定すべきであろう。

以上の如き諸原則については、更に次の點が留意せられねばならない。一は、爲替管理法は、債務者の所在地法・營業地法又はその本國法であるという理由のみによつて適用を受け、その結果その契約は無効とはならないという點である。これは、契約の不法性は本據法又は場合により履行地法によつてのみ決定せられるという理論の當然の歸結である。次に爲替管理法のうち刑事的規則又は租稅規則が存するとしても、それ自體は裁判所に於て履行を命ずることを得ないことである、それは爲替管理法は契約の不法性に關してのみ適用の問題が生ずるからである。第三に爲替管理法中に在外財産の所有權その他の物權に關する規定が存在するとしても、物權に關しては物の所在地法によるからこの點については適用せられないことである。

右のイギリス國際私法における爲替管理法に關する理論は、履行地法に關する點については若干議論の餘地を残すが、原則的には妥當であることが認められる。特に從來の各國判例が或は公序を理由として或は屬地法たることを理由として外國爲替管理法の適用を避ける傾向にあつたのに對して、イギリス判例が原則的にはその適用を是認することを前提としてその理論を形成し來つた點は特異な點であり、その前提は現在の如き國際經濟を考慮する時は充分是認せらるべきものである。

(一) 爲替管理立法は普佛戰爭に始まるが、第一次大戰後のドイツ立法以後ここ三十年に急速に發展したものである。それは、一般的に述べるならば、外國爲替資金を生ずる如き取引については、それにより得られた資金はすべて中央のプールに引渡され特定の率により内國貨幣がその代りに支給せられるという建前をとる。そうして外國爲替は特定の要件を備うる者に對してのみそのプールから引渡されるにすぎない。更に法の潜脱を防止する爲に内國貨の輸出入も禁止せられる。たゞ特定の取引については、“general licenses” “free list” により、一般的に除外例が定められる。Graveson, *ibid.* 121; Bernard S. Meyer, *Recognition of Exchange Controls After the International Monetary Fund Agreement*, 62 *Yale L. J.* 870. (1953).

(2) 國際私法の問題は、通常の取引に於ては殆んど發生しない。それは、取引には前拂とか信用狀等の金融機關を媒介とする豫防的手段がとられていなければ取引は通常拒否せられるからである。従つて法律的問題は、主として例えは、政治的亡命者の外國寄託財産の引渡とか、在外財産の相續者並びに保險金又は年金受領者の引渡請求等について生ずることとなる。

- (3) Dicey-Morris, *ibid.* Rule 166. (1)
- (4) [1935] A. C. 148.
- (5) [1937] 3 All E. R. 349 (C. A.)
- (6) [1948] 1 All E. R. 811 (C. A.)
- (7) *UQ 事件*、*上院*、*Frankmann v. Anglo-Prague Creditbank*, [1948] 1 K. B. 730 と稱せられ、上院に於ては *Zivnostenska Banka National Co. v. Frankmann*, [1950] A. C. 57 と稱せられる。
- (8) [1920] 2 K. B. 287 (C. A.)
- (8) [1989] 2 K. B. 678.
- (10) Dicey-Morris, *ibid.* Rule 166. (2).
- (11) Dicey-Morris, p. 639. *なほ* 拙稿「英國國際私法における當事者自治原則」(同志社法學十九號) 四四頁参照。
- (12) Mann, *British Year Book of International Law*, 18 (1937), pp. 107-113; Falconbridge, *Selected Essays on the Conflict of Laws*, 1947, p. 339; Cheshire, *Private International Law*, 5th ed. 1938, p. 347, note 2, p. 349; Rabel, *Conflict of Laws: A Comparative Study*, 1945, pp. 535 ff; Wolff, *ibid.* p. 445.
- (13) Dicey-Morris, Rule 137, p. 604.
- (14) [1949] 1 All E. R. 146. *なほ*、前掲拙稿、二十頁参照。
- (15) ノルマン・サットン協定條文については、Norman S. Buchanan and Friedrich A. Lutz, *Rebuilding the World Economy*, 1947, pp. 333. *は*、わが國に於ては、昭和廿七年五月廿九日加盟承認せられ、協定は同年八月廿六日公布せられている。
- (16) これに對し又スバウムは、この條項につき「第八章第二條(b)が法律的实际において重要性をもつか否かは疑わしい」としその理由として、その協定はその國の國內法により、かかる外國法により無効な契約の執行不可能を定めるのでなければ實効はないという點と、ここにいふゆる「爲替契約」(“exchange contract”)とは、爲替資金一般に關するものでなく、通貨に限定せられるのであり、また甲國の通貨に關連した甲國の爲替管理法にのみ適用せられるという點とを擧げる。Arthur Nuss-

baum, Exchange Controls and the International Monetary Fund, 59 Yale L. J. 421, 429-30 (1950); Nussbaum, Money in the Law, National and International, 545 (1950). 然しながら、同協定第十八章により、協定の解釋につき疑義あるときは事務局の解釋によるとし、且つ各國がこの協定を批准している限り、ヌสบアウムの見解は承認し得ない。

(17) 「履行不能性」(unenforceable) の解釋については疑義があるが、事務局の公的な解釋は次の如きである。「基金構成國の通貨に關連ある爲替契約を締結する當事者が、本協定に反しないで維持し又は制定する各構成國の爲替管理立法に違反するときは、かかる契約の履行を得るための他の構成國の司法的救済手續又は行政機關による救済手續を得ることができない。すなわち、かかる契約の債務は、他の構成國の司法的機關により、例えば契約履行の命令又は履行せざる場合の賠償請求權の付與等を実現することができな」と。Meyer, *ibid.*, p. 894.

(18) この點につき基金事務局の公的解釋は、「前述の敘述の結果、もし第八章第二條(b)にのべられた如き種類の爲替契約の當事者がその契約を強制せしめんとする場合には訴の提起せられた構成國の裁判所は、その公序違反を理由として、基金協定に反しない他の構成國の爲替管理法の認許を拒絶することを得ない、ということとなる。更に又かかる契約は、法廷地の國際私法の規定によれば、その爲替管理法が爲替契約の準據法であるか又は履行地法であるか否かにかかわらず履行を強制することを得ない」としている。

(19) 例えば、スイスに於ては、ドイツ爲替管理法につき、「スイス法の根本原則に反する債權者の權利の侵害」であり、「他國民の犠牲に於て自國の制益を守るために、外國によつて一方的になされる強行手段である」として適用を斥けている。Schweizerisches Bundesgericht, *Amtliche Sammlung der Entscheidungen*, 60, II. 294; 61, II. 142; 68, II. 42.

またフランスにおいては、かかる爲替管理法は行政的・刑罰的・政治的な性質をもち、従つて嚴密に屬地的であるという見地から同じ結果を生じてゐる。Paris App. C., J. Clunet, 1933, 963.

アメリカに於てドイツ爲替管理法は公序違反により同様斥けられてゐる。例えば、Pan-American Securities Corp. v. Fr. Krupp Aktiengesellschaft, 169 Misc. 445 (1938).